

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の 発電の促進に関する法律の特徴（農業関係）

（法律の狙い）

農村地域の資源を農業との調和を図りながら再エネ発電に活用し、売電収益の地域還元や再エネ電気の地域利用等を通じ、農業・農村の所得向上等による地域の活性化に結び付ける仕組み。

（基本的枠組み １）－協議会等による地域主導の計画制度－

市町村、発電事業者、農業者等の関係者から構成される協議会の設置等を通じ、地域主導による計画的な再エネ発電設備の整備を推進する仕組み。

（基本的枠組み ２）－再エネ発電設備の立地を誘導－

優良農地の確保に支障を生じないように、市町村が基本計画で定める区域（再生利用が困難な荒廃農地等に設定）に再エネ発電設備の立地を誘導する仕組み。

（基本的枠組み ３）－発電設備整備と併せて農業振興の取組を実施－

発電事業者は、再エネ発電設備の整備と併せ、農業の健全な発展に資する取組について設備整備計画に記載して実施する必要。市町村は事業者に対し、取組の実施について指導・助言。